

○地方公営企業法第39条第2項の規定に  
基づく職の指定に関する規則

〔昭和60年11月30日  
規則第3号〕

改正 平成元年3月24日規則第2号

平成4年3月17日規則第1号

（趣旨）

**第1条** この規則は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、企業長が定める職について定めるものとする。

（指定職）

**第2条** 前条の企業長が定める職は、次のとおりとする。

課長補佐以上の職にある者

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成元年3月24日規則第2号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

**附 則**（平成4年3月17日規則第1号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。